

令和3年度の利用定員の設定について

令和3年2月9日

令和3年度の利用定員の設定について

▼利用定員の取扱い

- ・本日の審議を経て、令和3年度の市の利用定員として県へ届出を行う。
- ・「第2期松山市子ども・子育て支援事業計画」で定めた「令和3年度の量の見込み（教育・保育の需要量）」に対して、「今回設定する令和3年度の利用定員数」に「令和3年4月時点で事業を実施する（見込みを含む）企業主導型保育事業の地域枠」を加えたものを「確保内容」とし、不足部分については、次年度の待機児童の状況も踏まえ、今後も保育定員の拡充を検討する。

▼今回の設定のポイント

各施設からの申し出に基づき、下記の1～5のとおり設定し、令和3年度の利用定員とする。

1. 前回の部会で仮設定した「令和3年4月からの事業実施を目指し、認可・認定の内示を行った施設（合計：2施設）」（前回の部会から変更なし）
2. 新たに新制度幼稚園へ移行予定の私学助成幼稚園（合計2園）
3. 確認を辞退する新制度幼稚園（1園）
4. 既存の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業（令和2年4月現在の施設及び事業）で、施設形態に変更なく、利用定員の変更申請及び届出があった施設等（合計：16施設）の利用定員を変更し設定
5. 1～4以外の既存の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業は、令和2年度と同じ利用定員数を設定

- ・令和2年度からの利用定員の増減の一覧については、P12～P13参照
- ・令和3年度の利用定員数については、P16～P17参照
- ・令和3年度の市内全体の教育・保育の確保内容（利用定員+企業主導型保育事業の従業員枠）については、P18～22参照

令和3年度の利用定員の設定について

1. 前回の部会で仮設定した「令和3年4月からの事業実施を目指し、認可・認定の内示を行った施設(合計:2施設)」(前回の部会から変更なし)

(1) 幼保連携型認定こども園:1施設

区域	園名	2年度の施設形態	増減	設定する利用定員(令和3年度)							
				教育	保育					計 (2号+3号)	合計
				1号	2号	3号					
						0歳	1, 2歳	小計			
⑦北部	認定こども園 コイノニア幼児園	保育所型 認定 こども園	2年度	3	32	7	21	28	60	63	
			3年度	3	32	7	21	28	60	63	
			増減数	0	0	0	0	0	0	0	

(2) 幼稚園型認定こども園:1施設

区域	園名	2年度の施設形態	増減	設定する利用定員(令和3年度)							
				教育	保育					計 (2号+3号)	合計
				1号	2号	3号					
						0歳	1, 2歳	小計			
⑧北条	認定こども園 あい幼稚園	新制度 幼稚園	2年度	60						60	
			3年度	35	24	0	6	6	30	65	
			増減数	▲25	24	0	6	6	30	5	

※認定こども園あい幼稚園の幼稚園としての従来の認可定員は120人

令和3年度の利用定員の設定について

2. 新たに新制度幼稚園へ移行予定の私学助成幼稚園(合計2園)

区域	園名	施設類型	設置主体	設定する利用定員(令和3年度)						合計
				教育 1号	保育 2号	保育 3号			計 (2号+3号)	
						0歳	1, 2歳	小計		
①中心部	ロザリオ幼稚園	—	学校法人	180						180
⑧北条	聖カタリナ大学短期大学部附属幼稚園	—	学校法人	45						45
合計				225						225

- ・ロザリオ幼稚園(認可定員350人):利用定員180人として移行予定
- ・聖カタリナ大学短期大学部附属幼稚園(認可定員100人):利用定員45人として移行予定

※私学助成幼稚園は、「認可定員数」を1号定員として取り扱っており、上記2園は新たに利用定員を設定するため、形式的な1号定員は、令和2年度と比較し合計225人減

3. 確認を辞退する新制度幼稚園

区域	園名	施設類型	設置主体	設定する利用定員(令和3年度)						合計
				教育 1号	保育 2号	保育 3号			計 (2号+3号)	
						0歳	1, 2歳	小計		
⑦北部	太山寺幼稚園	新制度幼稚園	学校法人	▲ 15						▲ 15
合計				▲ 15						▲ 15

< 辞退理由 > 正規教員の不足のため休園

令和3年度の利用定員の設定について

4. 既存の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業(令和2年4月現在の施設及び事業)で、施設形態が変更なく利用定員の変更申請及び届出があった施設等(合計:16施設)

(1) 認定こども園:10施設

区域	園名	施設類型	増減	設定する利用定員(令和3年度)						合計
				教育 1号	保育				計 (2号+3号)	
					2号	3号		小計		
						0歳	1, 2歳			
①中心部	認定こども園 コイノニア幼稚園 リベカ清水保育園	幼保連携型	2年度	105	45	8	37	45	90	195
			3年度	90	65	8	37	45	110	200
			増減数	▲ 15	20	0	0	0	20	5
①中心部	認定こども園 すみれ幼稚園	幼稚園型	2年度	98	42	0	17	17	59	157
			3年度	74	54	5	24	29	83	157
			増減数	▲ 24	12	5	7	12	24	0
①中心部	認定こども園 松山隣保館保育園	保育所型	2年度	3	60	10	30	40	100	103
			3年度	5	60	10	30	40	100	105
			増減数	2	0	0	0	0	0	2

<変更理由>

- ・認定こども園コイノニア幼稚園リベカ清水保育園
理由:1号認定での入園希望ニーズが減少していることから、実態に即した子どもの数とするため
- ・認定こども園すみれ幼稚園
理由:2号及び3号の保育ニーズが高くなっているため
- ・認定こども園松山隣保館保育園
理由:1号認定での入園希望ニーズが増加したため

令和3年度の利用定員の設定について

区域	園名	施設類型	増減	設定する利用定員(令和3年度)						合計
				教育 1号	保育				計 (2号+3号)	
					2号	3号		小計		
						0歳	1, 2歳			
③東部	東松山こども園	幼保連携型	2年度	180	30	6	24	30	60	240
			3年度	180	35	6	24	30	65	245
			増減数	0	5	0	0	0	5	5
③東部	学校法人大護学園 大護さとやま認定こども園	幼保連携型	2年度	207	63	1	43	44	107	314
			3年度	165	81	1	43	44	125	290
			増減数	▲ 42	18	0	0	0	18	▲ 24
③東部	認定こども園 北梅本幼稚園	幼保連携型	2年度	161	30	0	24	24	54	215
			3年度	141	50	0	24	24	74	215
			増減数	▲ 20	20	0	0	0	20	0
④南部	松山認定こども園 星岡	幼保連携型	2年度	300	126	32	64	96	222	522
			3年度	240	186	32	64	96	282	522
			増減数	▲ 60	60	0	0	0	60	0

<変更理由>

- ・東松山こども園
理由:2号認定の入園希望ニーズが増加したため
- ・学校法人大護学園大護さとやま認定こども園
理由:1号認定での入園希望ニーズが減少していることから、実態に即した子どもの数とするため
- ・認定こども園北梅本幼稚園
理由:1号認定から2号認定への変更見込み及び2号での入園希望が多く見込まれるため
- ・松山認定こども園星岡
理由:1号認定から2号認定への変更見込み及び2号での入園希望が多く見込まれるため

令和3年度の利用定員の設定について

区域	園名	施設類型	増減	設定する利用定員(令和3年度)						合計
				教育 1号	保育				計 (2号+3号)	
					2号	3号		小計		
						0歳	1, 2歳			
④南部	認定こども園 椿幼稚園	幼稚園型	2年度	514	45	0	10	10	55	569
			3年度	509	50	0	10	10	60	569
			増減数	▲ 5	5	0	0	0	5	0
⑦北部	認定こども園つくし	地方裁量型	2年度	6	21	6	12	18	39	45
			3年度	10	27	7	16	23	50	60
			増減数	4	6	1	4	5	11	15
⑧北条	認定こども園 北条幼稚園	幼稚園型	2年度	105	21	0	24	24	45	150
			3年度	90	36	0	24	24	60	150
			増減数	▲ 15	15	0	0	0	15	0
合計			2年度	1,165	438	63	275	338	776	1,941
			3年度	995	594	69	286	355	949	1,944
			増減数	▲ 170	156	6	11	17	173	3

<変更理由>

- ・認定こども園椿幼稚園
理由:1号認定から2号認定への変更希望が増えているため
- ・認定こども園つくし
理由:入園児童が増加しており、実態に即した子どもの数とするため
- ・認定こども園北条幼稚園
理由:1号認定から2号認定への変更見込み及び2号での入園希望が多く見込まれるため



令和3年度の利用定員の設定について

(2) 保育所: 1施設

区域	園名	施設 類型	増減	設定する利用定員(令和3年度)						
				教育 1号	保育				合計 (2号+3号)	
					2号	3号		計		
						0歳	1, 2歳			小計
⑤西部	富久保育園	私立	2年度		60	5	25	30	90	90
			3年度		45	3	22	25	70	70
			増減数		▲ 15	▲ 2	▲ 3	▲ 5	▲ 20	▲ 20
合計			2年度		60	5	25	30	90	90
			3年度		45	3	22	25	70	70
			増減数		▲ 15	▲ 2	▲ 3	▲ 5	▲ 20	▲ 20

<変更理由>

・富久保育園

理由: 実態に即した子どもの数とするため

令和3年度の利用定員の設定について

(3) 地域型保育事業(※地域枠のみ): 4施設

区域	園名	施設類型	増減	設定する利用定員(令和3年度)					
				教育 1号	保育				合計 (2号+3号)
					2号	3号		計 (2号+3号)	
						0歳	1, 2歳		
①中心部	キッズパオあおぞら園	小規模A型	2年度		0	5	14	19	19
			3年度		0	6	13	19	19
			増減数		0	1	▲ 1	0	0
①中心部	まつやま大手町保育所	小規模型事業所	2年度	0	0	2	5	7	7
			3年度	0	0	1	6	7	7
			増減数	0	0	▲ 1	1	0	0

<変更理由>

- ・キッズパオあおぞら園
理由: 実態に即した子どもの数とするため
- ・まつやま大手町保育所
理由: 実態に即した子どもの数とするため

令和3年度の利用定員の設定について

区域	園名	施設 類型	増減	設定する利用定員(令和3年度)						合計
				教育 1号	保育				計 (2号+3号)	
					2号	3号				
						0歳	1, 2歳	小計		
③東部	小規模保育所どれみ保育園	小規模A型	2年度	0	0	3	16	19	19	19
			3年度	0	0	6	13	19	19	19
			増減数	0	0	3	▲ 3	0	0	0
③東部	ユーミー保育園たかのこ	保育所型 事業所	2年度	0	0	7	32	39	39	39
			3年度	0	23	7	26	33	56	56
			増減数	0	23	0	▲ 6	▲ 6	17	17
合計			2年度		0	17	67	84	84	84
			3年度		23	20	58	78	101	101
			増減数		23	3	▲ 9	▲ 6	17	17

<変更理由>

- ・小規模保育所どれみ保育園
理由:実態に即した子どもの数とするため
- ・ユーミー保育園たかのこ
理由:0~5歳児まで受け入れできるようにするため

令和3年度の利用定員の設定について

(4)新制度幼稚園:1施設

区域	園名	施設 類型	増減	設定する利用定員(令和3年度)						合計
				教育 1号	保育				計 (2号+3号)	
					2号	3号		小計		
						0歳	1, 2歳			
⑦北部	堀江幼稚園	私立	2年度	60						60
			3年度	50						50
			増減数	▲ 10						▲ 10
合計			2年度	60						60
			3年度	50						50
			増減数	▲ 10						▲ 10

<変更理由>

・堀江幼稚園

理由:実態に即した子どもの数とするため

令和3年度の利用定員の設定について

▼令和3年度に利用定員の変更予定施設等の区域別利用定員の前年度(令和2年度)と比べた増減数

区域	施設類型	園名	教育	保育					合計
			1号	2号	3号		計 (2号+3号)		
					0歳	1, 2歳		小計	
①中心部	幼保連携型認定こども園	認定こども園コイノニア幼稚園リベカ清水保育園	▲ 15	20	0	0	0	20	5
	幼稚園型認定こども園	認定こども園すみれ幼稚園	▲ 24	12	5	7	12	24	0
	保育所型認定こども園	認定こども園松山隣保館保育園	2	0	0	0	0	0	2
	小規模A型	キッズパオあおぞら園		0	1	▲ 1	0	0	0
	小規模型事業所	まつやま大手町保育所		0	▲ 1	1	0	0	0
	新制度幼稚園	ロザリオ幼稚園	▲ 170						▲ 170
	小計(6施設)			▲ 207	32	5	7	12	44
③東部	幼保連携型認定こども園	東松山認定こども園	0	5	0	0	0	5	5
	幼保連携型認定こども園	学校法人大護学園大護さとやま認定こども園	▲ 42	18	0	0	0	18	▲ 24
	幼保連携型認定こども園	認定こども園北梅本幼稚園	▲ 20	20	0	0	0	20	0
	小規模A型	小規模保育所どれみ保育園		0	3	▲ 3	0	0	0
	保育所型事業所	ユミー保育園たかのこ		23	0	▲ 6	▲ 6	17	17
	小計(5施設)			▲ 62	66	3	▲ 9	▲ 6	60

令和3年度の利用定員の設定について

区域	施設類型	園名	教育	保育				合計	
			1号	2号	3号		計 (2号+3号)		
					0歳	1, 2歳			小計
④南部	幼保連携型認定こども園	松山認定こども園星岡	▲ 60	60	0	0	0	60	0
	幼稚園型認定こども園	認定こども園椿幼稚園	▲ 5	5	0	0	0	5	0
	小計(2施設)		▲ 65	65	0	0	0	65	0
⑤西部	保育所	富久保育園		▲ 15	▲ 2	▲ 3	▲ 5	▲ 20	▲ 20
	小計(1施設)		0	▲ 15	▲ 2	▲ 3	▲ 5	▲ 20	▲ 20
⑦北部	地方裁量型認定こども園	認定こども園つくし	4	6	1	4	5	11	15
	新制度幼稚園	太山寺幼稚園	▲ 15						▲ 15
	新制度幼稚園	堀江幼稚園	▲ 10						▲ 10
	小計(3施設)		▲ 21	6	1	4	5	11	▲ 10
⑧北条	幼稚園型認定こども園	認定こども園北条幼稚園	▲ 15	15	0	0	0	15	0
	幼稚園型認定こども園	認定こども園あい幼稚園	▲ 25	24	0	6	6	30	5
	新制度幼稚園	聖カタリナ大学短期大学部附属幼稚園	▲ 55						▲ 55
	小計(3施設)		▲ 95	39	0	6	6	45	▲ 50
合計(市内全体:20施設)			▲ 450	193	7	5	12	205	▲ 245

5. 1～4以外の既存の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業施設

<詳細>

- ・令和2年4月1日時点の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業138施設のうち、P2～P11に記載した既存の同施設及び事業(令和3年度から変更等のある20施設)を除く、118施設(認定こども園32園、保育所44園、新制度幼稚園13園、地域型保育事業29施設)は、令和2年度の利用定員と同数に設定する。



令和3年度の利用定員の設定について

～令和3年度利用定員～

①教育・保育給付認定別

区域	教育			保育					合計 (教育+保育)
	1号	私学助成等 幼稚園	計	2号	3号			計 (2号+3号)	
					0歳	1, 2歳	小計		
①中心部	1,343	470	1,813	1,297	237	961	1,198	2,495	4,308
②北東部	227	334	561	172	27	90	117	289	850
③東部	832	470	1,302	474	74	330	404	878	2,180
④南部	1,618	840	2,458	915	184	553	737	1,652	4,110
⑤西部	198	1,735	1,933	701	81	359	440	1,141	3,074
⑥北西部	367	315	682	234	40	171	211	445	1,127
⑦北部	601	0	601	479	81	298	379	858	1,459
⑧北条	275	0	275	348	41	180	221	569	844
⑨中島	10	0	10	21	0	10	10	31	41
合計	5,471	4,164	9,635	4,641	765	2,952	3,717	8,358	17,993

※1号は、認定こども園及び新制度幼稚園の合計利用定員。

※太枠内が今回設定する利用定員。

※地域型保育事業での、事業所内保育事業の従業員枠は含まない。

※私学助成等幼稚園は、利用定員の設定対象外であるが、「松山市子ども・子育て支援事業計画」の確保内容に含まれるため、参考値として各区域内にある園の認可定員数の合計を記載。

令和3年度の利用定員の設定について

②施設区分別

区域	認定こども園							幼稚園			保育所				地域型保育事業						
	教育	保育					合計	教育			保育				保育						
		1号	2号	3号				計	1号	私学助成等幼稚園	合計	2号	3号			合計	2号	3号			合計
				0歳	1, 2歳	小計							0歳	1, 2歳	小計			0歳	1, 2歳	小計	
①中心部	1,103	723	91	396	487	1,210	2,313	240	470	710	574	100	456	556	1,130	0	46	109	155	155	
②北東部	35	20	0	0	0	20	55	192	334	526	152	24	74	98	250	0	3	16	19	19	
③東部	507	208	20	126	146	354	861	325	470	795	243	27	120	147	390	23	27	84	111	134	
④南部	1,298	496	82	221	303	799	2,097	320	840	1,160	419	68	233	301	720	0	34	99	133	133	
⑤西部	198	355	19	114	133	488	686	0	1,735	1,735	346	43	191	234	580	0	19	54	73	73	
⑥北西部	11	69	3	33	36	105	116	356	315	671	165	37	138	175	340	0	0	0	0	0	
⑦北部	151	144	21	75	96	240	391	450	0	450	335	49	186	235	570	0	11	37	48	48	
⑧北条	230	84	0	42	42	126	356	45	0	45	264	37	129	166	430	0	4	9	13	13	
⑨中島	10	21	0	10	10	31	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	3,543	2,120	236	1,017	1,253	3,373	6,916	1,928	4,164	6,092	2,498	385	1,527	1,912	4,410	23	144	408	552	575	

※太枠内が今回設定する利用定員。

※地域型保育事業での、事業所内保育事業の従業員枠は含まない。

※私学助成等幼稚園は、利用定員の設定対象外であるが、「松山市子ども・子育て支援事業計画」の確保内容に含まれるため、参考値として各区域内にある園の認可定員数の合計を記載。

令和3年度の利用定員の設定について

～令和3年度の各区域の見込み～

・「第2期松山市子ども・子育て支援事業計画」のとおり、「確保内容」は、特定教育・保育施設等の「利用定員（私学助成等幼稚園の認可定員数含む）（P16参照）」に「企業主導型保育事業の地域枠（【資料1】P2～P6参照）」を加えたもの

区域	量の見込みと確保内容		教育	保育			計 (2号+3号)	
			1号	2号	3号			
					0歳	1, 2歳		小計
①中心部	①量の見込み		1,500	1,358	122	998	1,120	2,478
	②確保内容	特定教育・保育施設等	1,813	1,297	237	961	1,198	2,495
		企業主導型保育事業(地域枠)		52	37	118	155	207
		計	1,813	1,349	274	1,079	1,353	2,702
	②-①		313	▲ 9	152	81	233	224
②北東部	①量の見込み		429	159	12	108	120	279
	②確保内容	特定教育・保育施設等	561	172	27	90	117	289
		企業主導型保育事業(地域枠)		2	2	8	10	12
		計	561	174	29	98	127	301
	②-①		132	15	17	▲ 10	7	22

令和3年度の利用定員の設定について

区域	量の見込みと 確保内容		教育	保育				
			1号	2号	3号			計 (2号+3号)
					0歳	1, 2歳	小計	
③東部	①量の見込み		1,186	468	46	444	490	958
	②確保 内容	特定教育・保育施設等	1,302	474	74	330	404	878
		企業主導型保育事業(地域枠)		48	14	44	58	106
		計	1,302	522	88	374	462	984
	②-①		116	54	42	▲ 70	▲ 28	26
④南部	①量の見込み		2,006	989	81	724	805	1,794
	②確保 内容	特定教育・保育施設等	2,458	915	184	553	737	1,652
		企業主導型保育事業(地域枠)		28	20	47	67	95
		計	2,458	943	204	600	804	1,747
	②-①		452	▲ 46	123	▲ 124	▲ 1	▲ 47

令和3年度の利用定員の設定について

区域	量の見込みと 確保内容		教育	保育				
			1号	2号	3号			計 (2号+3号)
					0歳	1, 2歳	小計	
⑤西部	①量の見込み		1,805	561	59	469	528	1,089
	②確保 内容	特定教育・保育施設等	1,933	701	81	359	440	1,141
		企業主導型保育事業(地域枠)		36	8	30	38	74
		計	1,933	737	89	389	478	1,215
	②-①		128	176	30	▲ 80	▲ 50	126
⑥北西部	①量の見込み		550	175	23	177	200	375
	②確保 内容	特定教育・保育施設等	682	234	40	171	211	445
		企業主導型保育事業(地域枠)		0	0	0	0	0
		計	682	234	40	171	211	445
	②-①		132	59	17	▲ 6	11	70

令和3年度の利用定員の設定について

区域	量の見込みと 確保内容		教育	保育				
			1号	2号	3号			計 (2号+3号)
					0歳	1, 2歳	小計	
⑦北部	①量の見込み		555	489	37	421	458	947
	②確保 内容	特定教育・保育施設等	601	479	81	298	379	858
		企業主導型保育事業(地域枠)		0	0	0	0	0
		計	601	479	81	298	379	858
	②-①		46	▲ 10	44	▲ 123	▲ 79	▲ 89
⑧北条	①量の見込み		267	264	14	181	195	459
	②確保 内容	特定教育・保育施設等	275	348	41	180	221	569
		企業主導型保育事業(地域枠)		0	0	0	0	0
		計	275	348	41	180	221	569
	②-①		8	84	27	▲ 1	26	110

令和3年度の利用定員の設定について

区域	量の見込みと 確保内容		教育		保育			計 (2号+3号)
			1号	2号	3号			
					0歳	1, 2歳	小計	
⑨中島	①量の見込み		0	18	0	2	2	20
	②確保 内容	特定教育・保育施設等	10	21	0	10	10	31
		企業主導型保育事業(地域枠)		0	0	0	0	0
		計	10	21	0	10	10	31
	②-①		10	3	0	8	8	11
合計	①量の見込み		8,298	4,481	394	3,524	3,918	8,399
	②確保 内容	特定教育・保育施設等	9,635	4,641	765	2,952	3,717	8,358
		企業主導型保育事業(地域枠)		166	81	247	328	494
		計	9,635	4,807	846	3,199	4,045	8,852
	②-①		1,337	326	452	▲ 325	127	453

※「①量の見込み」:「第2期松山市子ども・子育て支援事業計画」の令和3年度「量の見込み」

※「②確保内容」: 令和3年度の「利用定員」+「企業主導型保育事業の地域枠(令和3年2月1日時点の状況)」

1号には私学助成等の幼稚園の認可定員を含む。3号には地域型保育事業の事業所内保育事業の従業員枠を除く



～参考～

<利用定員について>

「子ども・子育て支援新制度」では、教育・保育給付認定こども(1号～3号)に対する施設型給付及び地域型保育給付を法定代理受領により施設等が受けるには、市町村の確認を受ける必要がある。その確認を受ける際には、認可定員の範囲内で子どもの教育・保育給付認定区分ごとに利用定員を設定する。

～各市町村で確認を受ける施設等～

- ・特定教育・保育施設・・・認定こども園、幼稚園、保育所
- ・特定地域型保育事業・・・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

<利用定員を設定する上での前提事項>

- ・認定こども園、保育所の利用定員は20人以上、幼稚園は最低利用定員を設けない。
(ただし、幼稚園型、地方裁量型認定こども園は、施設全体で20人以上に設定)
- ・認定区分(1号～3号)ごとに設定する。
{1号:3～5歳(教育を希望する子ども)、2号:3～5歳(保育を必要とする子ども)、3号:0歳と1・2歳(保育を必要とする子ども)}
- ・保育標準時間及び短時間の区分は行わない。
- ・原則として“認可定員＝利用定員”。
ただし、定員割れの場合は、利用状況を勘案し、認可定員以下の利用定員の設定が可能。定員超過の場合は、認可定員を実際の利用状況に合わせることを基本。(認可基準を満たし120%未満の弾力運用は可能)

<利用定員の設定について>

- ・施設及び事業者の意向を考慮し、最近の実利用人数の実績や今後の見込みを踏まえて設定。
- ・地方版子ども・子育て会議等(本市では「松山市子ども・子育て会議」)での意見を聴き、都道府県へ事後の届出が必要。(子ども・子育て支援法第31条第2項、第3項並びに第43条第3項)
- ・利用定員を変更する場合は、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くことは義務付けられていない(新制度の自治体向けFAQ【第17.2版】№104参照)が、総合的に判断していただくために審議を行う。

～参考～

<子ども・子育て支援法第31条、第43条(抄)>

第31条

- 2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 3 市町村長は、第1項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めたときは、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

第43条

- 3 市町村長は、第1項の規定により特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

<自治体向けFAQ【第17.2版】№104(抄)>

定員を減少させる場合には3か月前までに施設長が市町村長に届け出ることが必要です。

なお、利用定員を変更する場合、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くことは義務付けられていません。

令和3年度の利用定員の設定について

～平成28年度 提供区域別・教育・保育給付認定別の利用定員～

区域	教育			保育				合計 (教育+保育)	
	1号	私学助成等 幼稚園	計	2号	3号		計 (2号+3号)		
					0歳	1, 2歳			小計
①中心部	993	1,257	2,250	1,141	209	847	1,056	2,197	4,447
②北東部	83	634	717	172	27	90	117	289	1,006
③東部	480	910	1,390	327	49	217	266	593	1,983
④南部	1,142	1,090	2,232	682	152	460	612	1,294	3,526
⑤西部	405	1,675	2,080	524	72	340	412	936	3,016
⑥北西部	181	460	641	302	49	204	253	555	1,196
⑦北部	375	710	1,085	500	78	292	370	870	1,955
⑧北条	249	100	349	320	38	152	190	510	859
⑨中島	10	0	10	21	0	10	10	31	41
合計	3,918	6,836	10,754	3,989	674	2,612	3,286	7,275	18,029

※平成28年4月1日時点

※1号は、認定こども園及び新制度幼稚園の合計利用定員

※私学助成等幼稚園は、利用定員の設定対象外であるが、「松山市子ども・子育て支援事業計画」の確保内容に含まれるため、参考値として各区域内にある園の認可定員数の合計を記載

※2号、3号は認定こども園、保育所、地域型保育事業(事業所内保育事業は従業員枠合計36人分を除く)の合計利用定員

令和3年度の利用定員の設定について

～平成29年度 提供区域別・教育・保育給付認定別の利用定員～

区域	教育			保育				合計 (教育+保育)	
	1号	私学助成等 幼稚園	計	2号	3号		計 (2号+3号)		
					0歳	1, 2歳			小計
①中心部	1,069	977	2,046	1,231	230	897	1,127	2,358	4,404
②北東部	83	634	717	172	27	90	117	289	1,006
③東部	616	780	1,396	348	58	245	303	651	2,047
④南部	1,542	690	2,232	760	173	526	699	1,459	3,691
⑤西部	405	1,675	2,080	505	81	358	439	944	3,024
⑥北西部	187	460	647	296	40	199	239	535	1,182
⑦北部	383	710	1,093	495	78	292	370	865	1,958
⑧北条	270	100	370	311	38	156	194	505	875
⑨中島	10	0	10	21	0	10	10	31	41
合計	4,565	6,026	10,591	4,139	725	2,773	3,498	7,637	18,228

※平成29年4月1日時点

※1号は、認定こども園及び新制度幼稚園の合計利用定員

※私学助成等幼稚園は、利用定員の設定対象外であるが、「松山市子ども・子育て支援事業計画」の確保内容に含まれるため、参考値として各区域内にある園の認可定員数の合計を記載

※2号、3号は認定こども園、保育所、地域型保育事業(事業所内保育事業は従業員枠合計39人分を除く)の合計利用定員

令和3年度の利用定員の設定について

～平成30年度 提供区域別・教育・保育給付認定別の利用定員～

区域	教育			保育				合計 (教育+保育)	
	1号	私学助成等 幼稚園	計	2号	3号		計 (2号+3号)		
					0歳	1, 2歳			小計
①中心部	1,229	820	2,049	1,315	244	968	1,212	2,527	4,576
②北東部	227	384	611	172	27	90	117	289	900
③東部	891	430	1,321	405	70	340	410	815	2,136
④南部	1,701	480	2,181	820	184	553	737	1,557	3,738
⑤西部	405	1,735	2,140	500	83	358	441	941	3,081
⑥北西部	337	200	537	296	43	196	239	535	1,072
⑦北部	443	500	943	495	80	298	378	873	1,816
⑧北条	270	100	370	311	42	165	207	518	888
⑨中島	10	0	10	21	0	10	10	31	41
合計	5,513	4,649	10,162	4,335	773	2,978	3,751	8,086	18,248

※平成30年4月1日時点

※1号は、認定こども園及び新制度幼稚園の合計利用定員

※私学助成等幼稚園は、利用定員の設定対象外であるが、「松山市子ども・子育て支援事業計画」の確保内容に含まれるため、参考値として各区域内にある園の認可定員数の合計を記載

※2号、3号は認定こども園、保育所、地域型保育事業(事業所内保育事業は従業員枠合計53人分を除く)の合計利用定員

令和3年度の利用定員の設定について

～平成31年度 提供区域別・教育・保育給付認定別の利用定員～

区域	教育			保育				合計 (教育+保育)	
	1号	私学助成等 幼稚園	計	2号	3号		計 (2号+3号)		
					0歳	1, 2歳			小計
①中心部	1,209	820	2,029	1,315	244	968	1,212	2,527	4,556
②北東部	227	334	561	172	27	90	117	289	850
③東部	897	470	1,367	405	70	340	410	815	2,182
④南部	1,683	840	2,523	850	184	553	737	1,587	4,110
⑤西部	408	1,735	2,143	485	83	353	436	921	3,064
⑥北西部	337	315	652	278	40	187	227	505	1,157
⑦北部	628	0	628	495	81	301	382	877	1,505
⑧北条	270	100	370	329	41	174	215	544	914
⑨中島	10	0	10	21	0	10	10	31	41
合計	5,669	4,614	10,283	4,350	770	2,976	3,746	8,096	18,379

※平成31年4月1日時点

※1号は、認定こども園及び新制度幼稚園の合計利用定員

※私学助成等幼稚園は、利用定員の設定対象外であるが、「松山市子ども・子育て支援事業計画」の確保内容に含まれるため、参考値として各区域内にある園の認可定員数の合計を記載

※2号、3号は認定こども園、保育所、地域型保育事業(事業所内保育事業は従業員枠合計53人分を除く)の合計利用定員

令和3年度の利用定員の設定について

～令和2年度 提供区域別・教育・保育給付認定別の利用定員～

区域	教育			保育				合計 (教育+保育)	
	1号	私学助成等 幼稚園	計	2号	3号		計 (2号+3号)		
					0歳	1, 2歳			小計
①中心部	1,200	820	2,020	1,265	232	954	1,186	2,451	4,471
②北東部	227	334	561	172	27	90	117	289	850
③東部	894	470	1,364	408	71	339	410	818	2,182
④南部	1,683	840	2,523	850	184	553	737	1,587	4,110
⑤西部	198	1,735	1,933	716	83	362	445	1,161	3,094
⑥北西部	367	315	682	234	40	171	211	445	1,127
⑦北部	622	0	622	473	80	294	374	847	1,469
⑧北条	270	100	370	309	41	174	215	524	894
⑨中島	10	0	10	21	0	10	10	31	41
合計	5,471	4,614	10,085	4,448	758	2,947	3,705	8,153	18,238

※令和2年4月1日時点

※1号は、認定こども園及び新制度幼稚園の合計利用定員

※私学助成等幼稚園は、利用定員の設定対象外であるが、「松山市子ども・子育て支援事業計画」の確保内容に含まれるため、参考値として各区域内にある園の認可定員数の合計を記載

※2号、3号は認定こども園、保育所、地域型保育事業(事業所内保育事業は従業員枠合計53人分を除く)の合計利用定員